

また、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した機動的な公共職業訓練を実施するため、民間教育訓練機関、特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十四条に規定する子会社をいう。）、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人等の委託先を開拓し、多様な委託訓練の拡充を図るとともに、政令指定都市において、福祉施設及び養護学校等関係機関との連携体制を確立することにより、障害者の職業能力の開発及び向上の一層の推進を図ることとする。

(3) 効果的な公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練料の内容について改善を行うこととし、定員の充足状況や修了者の就職状況が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、公共職業訓練の内容等の見直しを図ることとする。また、公共職業訓練の受講者に対し、職業紹介機関等との連携強化の下、公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図ることとする。

また、障害者の福祉から就業への移行を促進するため、障害者福祉施設との密接な連携を図ることとする。

第四部 公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

一 関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たり、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との調整を行うこととする。

二 受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、キャリア・コンサルティング等の労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、労働者のキャリア形成を支援する能力開発支援アドバイザー及び個々の求職者の能力・適性に適

した実践的な訓練コースのコーディネート等を行い円滑な委託訓練の実施を支援する事業主委託訓練円滑化アドバイザーを活用することにより、受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施することとする。

三 公共職業訓練の委託先への就職指導等の実施

公共職業能力開発施設は、巡回就職支援指導員を活用し、委託先への就職支援の指導、情報提供等を実施することにより、委託訓練の就職率の向上を図ることとする。

○厚生労働省告示第百四十六号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第一条第二号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第二号中「第十八条」を「第十六条」に改め、本則に次の一号を加える。

三 次のイ又はロに掲げる施設から転換し、設置される有料老人ホーム（前二号に掲げるものを除く）であること。

イ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設の療養病床等（同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。）に入院する患者のための施設

ロ 病院又は診療所のうち医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設

○厚生労働省告示第百四十七号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

本則中「（いう）又は」を「（いう）若しくは」に「ものとする」を「ものとし」、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人にあつては、法第五条第十項の共同生活介護又は同条第十六項の共同生活援助に該当するものとする。

○厚生労働省告示第百四十八号

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）附則第一条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法施行令附則第一条に規定する厚生労働大臣が定める金額、七百九十四億五千六百八十四万八千円

○農林水産省告示第百四十八号

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第百二十九号）附則第二項の規定に基づき、平成十六年四月一日農林水産省告示第百九十一号（農業経営基盤強化促進法施行令附則第二項及び第四項の規定に基づき、農林水産大臣の定める基準等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十九年四月一日

農林水産大臣 松岡 利勝

第四号中「おおよそ二十五パーセント以上となり、かつ」を削り、「採択時の」を「採択時における」に「超える」を「超え、かつ、当該事業の施行に係る地域の面積に対する、第二号に規定する基準に適合する農業者及び農業者の組織する団体の飼料生産基盤の合計面積の割合（以下この号において「担い手草地利用集積率」という。）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところとなる。」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該事業の採択時における担い手草地利用集積率が三十パーセント未満である場合 四

十パーセント以上となること。

ロ 当該事業の採択時における担い手草地利用集積率が三十パーセント以上五十五パーセント未満である場合 十パーセント以上増加すること。

ハ 当該事業の採択時における担い手草地利用集積率が五十五パーセント以上五十五パーセント未満である場合 六十パーセント以上となること。

働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

題名中「附則第十一条」を「附則第十一条第一項」に改める。

本則中「附則第十一条」を「附則第十一条第一項」に改める。

○農林水産省告示第百四十九号

農林水産省告示第百四十九号（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十二条第一項ただし書及び第二号ただし書の規定に基づき、平成十四年十月十五日農林水産省告示第百三十号（森林法施行令第十二条、第十三条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十九年四月一日

農林水産大臣 松岡 利勝

二 当該事業の採択時における担い手草地利用集積率が五十五パーセント以上九十九パーセント未満である場合 五パーセント以上増加すること。

ホ 当該事業の採択時における担い手草地利用集積率が九十九パーセント以上九十五パーセント未満である場合 九十五パーセント以上となること。

ハ 当該事業の採択時における担い手草地利用集積率が九十五パーセント以上である場合 当該事業の実施により、第二号に規定する基準に適合する農業者及び農業者の組織する団体への利用集積が見込まれること。

○森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十二条第一項ただし書及び第二号ただし書の規定に基づき、平成十四年十月十五日農林水産省告示第百三十号（森林法施行令第十二条、第十三条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十九年四月一日

農林水産大臣 松岡 利勝

4中「法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林区域のうち施行規則第九条の二第一号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林の区域において」を削る。

農林水産大臣 松岡 利勝

公益的機能別施業森林区域のうち施行規則第九条の二第一号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林の区域において」を削る。